

1 議 事 日 程 (第 3 日)

(平成29年第 6 回久山町議会定例会)

平成29年12月13日

午前 9 時30分開議

於 議 場

- 日程第 1 議案第70号 久山町個人情報保護条例の制定について (29久山町条例第18号)
- 日程第 2 議案第71号 所有権確認訴訟の提訴について
- 日程第 3 議案第72号 土地取得について
- 日程第 4 議案第73号 土地取得について
- 日程第 5 議案第74号 土地取得について
- 日程第 6 議案第75号 土地取得について
- 日程第 7 議案第76号 土地取得について
- 日程第 8 議案第77号 平成29年度久山町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 9 議案第78号 平成29年度久山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第10 議案第79号 平成29年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第11 議案第80号 平成29年度久山町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第12 議員派遣の件
- 日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

2 出席議員は次のとおりである (10名)

- | | | | |
|-----|---------|------|---------|
| 1 番 | 山 野 久 生 | 2 番 | 清 永 義 弘 |
| 3 番 | 有 田 行 彦 | 4 番 | 佐 伯 勝 宣 |
| 5 番 | 松 本 世 頭 | 6 番 | 本 田 光 |
| 7 番 | 阿 部 哲 | 8 番 | 只 松 秀 喜 |
| 9 番 | 久 芳 正 司 | 10 番 | 阿 部 文 俊 |

3 欠席議員は次のとおりである (なし)

4 会議録署名議員

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 6 番 | 本 田 光 | 7 番 | 阿 部 哲 |
|-----|-------|-----|-------|

5 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名 (13名)

- | | | | |
|--------|---------|-----------|---------|
| 町 長 | 久 芳 菊 司 | 副 町 長 | 佐 伯 久 雄 |
| 教 育 長 | 安 部 正 俊 | 総 務 課 長 | 實 淵 孝 則 |
| 健康福祉課長 | 物 袋 由美子 | 会 計 管 理 者 | 松 原 哲 二 |

—— 平成29年12月定例会 ——

上下水道課長	國 寄 和 幸	町民生活課長	森 裕 子
経営企画課長	安 倍 達 也	魅力づくり推進課長	矢 山 良 寛
教 育 課 長	久 芳 義 則	税 務 課 長	佐々木 信 一
田園都市課長	川 上 克 彦		

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	中 原 三千代	議会事務局書記	山 本 恵理子
総務課主査	今 任 邦 徳		

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（阿部文俊君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第70号 久山町個人情報保護条例の制定について

○議長（阿部文俊君） 日程第1、議案第70号久山町個人情報保護条例の制定についてを議題とします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

只松議員。

○8番（只松秀喜君） この個人情報保護条例が制定され、今まであった条例が改正されるわけですが、この条例の改正される意義ですか、それをお教えいただきたいんですけど。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今回の町の個人情報に関する条例の改正は、国の個人情報保護に関する法律の一部が改正することによって、それに伴い改正するものでございます。意義ということなんですけど、目的は個人情報の考え方を見直すのではなくて、これからいろいろナンバーとか個人情報のいろんなものが出てくると思いますけれども、今回の法改正は個人情報自体の考え方を改正するものではなくて、個人情報の適正な管理を行うことを目的に改正しようとするもので、基本的には新しいいろんな情報が生まれてくる状況の中で個人情報の定義を明確にするということが、今回の改正の目的であると思っています。

○議長（阿部文俊君） 只松議員。

○8番（只松秀喜君） 目的はわかりました。

もう一点、第3章の中に情報のファイル化というのがございますけれども。

○議長（阿部文俊君） 只松議員、ちょっと待ってください。もう一度、2回目の発言、もう一回確認したいので、もう一回ちょっとお願いします。同じ、先ほどのこの個人情報の件、この件ですので、そちらのことだけ質疑してください。

先ほどの町長の答弁の中で意義を納得してなければもう一度できますけども、納得できないならもう一度言えます。

○8番（只松秀喜君） 目的としては納得しましたけど、もう一つ質問がございますけど、だめなんですか。

○議長（阿部文俊君） それはできますね。

はい、いいです。はい、どうぞ。

○8番（只松秀喜君） 済みません。条例の中の第3章に情報のファイル化がうたってありますけれども、これは近隣の1市6町はまだ成り立たされていないことなんですけれども、この久山町が先立って開始されるのはなぜなのか、他の市町村がまだされてないのに久山町が先にやり始めるということはどういうことなのかお尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 郡内の様子は私もよくわかりませんが、聞いているのは須恵町さんも提案は今回されてるということを聞いてますが、そもそもこれ法律が改正されたわけですから、するのが当然のことなんですよね。郡内のよその状況によって改正するというものではないと思っております。これ、改正しなくては、当然。町の条例というのは上位法に基づいて条例を設定してるわけですから、上位法が改正されれば、当然ながら町の条例も改正しないと、その法律の目的そのものが達成できないというわけですから、うちが先んじてやってるというよりも、粛々と改正に基づいてやってるところでございます。

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 今、8番議員が言われましたことと関連ですが、なぜ今の時期に久山町が改正するのかというのがちょっと疑問でした。そして、もう一つの疑問が、町の個人情報保護、これ、守ることで情報公開請求、私もよくやるので、それに影響するんじゃないかと、要は今まで開示されてた情報公開をしたものが開示されなくなるんじゃないかなというような、そういった懸念がありました。そういったちょっとものが見受けられるものがありましたので、これまた2回目の質問になると思いますので、ちょっと後からまたします。今回、糟屋郡内、状況見ました。確かに須恵町、今回やってます。ほかの町、志免町は協議中ですね。条ずれ、いわゆる条文のこの条例のずれというんですか、この訂正、修正はやったそうです。まだ検討して、いつやるかわからない。篠栗町、これは協議中ということで、宇美町、協議中、そして粕屋町、検討中ということですね。いろいろ大きく変わってるので、どういうふうにするかというのは、ちょっと糟屋郡内の足並みもそろわなければいけないということで、そういう様子も見ながらやると。新宮町も、これは協議してますね。言いました須恵町、これが今日成立すると思います。でありますので昼からでもまた、これは見れるそうです。ですから、どれぐらい改正されるか見たいと思うんですが、要は情報公開請求にかかわってくるんじゃないかという心配はある。そして、

今言いましたように糟屋郡内、須恵町はやってるけど、ほかもずっと協議中で、ほかの郡内の様子も見るというふうには言ってる。なぜ今回なのか。そして、施行が即日施行ではなく4月1日、まだ半年ですかね、数カ月ある、だったらそのときでもいいんじゃないかと思うんですけど、その辺どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） なぜ今したらいけないのかというのを逆に私は教えていただきたいし、今、佐伯議員がおっしゃった情報公開の開示に何の影響があるのかというところも具体的に言っただけじゃないでしょうか。今回の改正というのは、あくまでもさっきも言いましたように個人情報そのものを見方を変えるわけでも何でもありませんよ。個人情報の定義というものをわかりやすいようにきめ細かくやっていこうというのが今回の改正であって、先ほども言いましたけども、当然法律というのは公布して施行するまでに一定の準備期間というのを置くわけですから、それが来年の4月なら、それまでに、もうあと一回しかないわけですから、条例改正するのに何ら問題がなければ改正することに何ら私は差し支えないと思っていますけど、今言われた、佐伯議員が言われたように情報開示に支障が出るというのはどういうところなのか、そこをちょっと教えていただかないと、ちょっと回答のしようがありません。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 結論からいうと、糟屋郡内足並みをそろえて一緒に共通する条文でやるのが私はベターじゃないかとも思っております。そして、今回の条例改正、ちょっと久山のを見ましたけども、この要はファイル化ですよ、ファイル化しなさいということで国から、そのビッグデータとかというのは、細々としたことは私はわかりませんが、昨日総務省に電話しました、直接、で状況を確認しました。ファイル化といいますか、データベース化が目的であって情報公開請求にかかわるものじゃないと。しかし、町が作りましたこの対照表を見ましたら、これ情報公開に係ってる部分もあるんですよ。要するに例えばこれ、この参考文献の3ページになりますけれども、これは議会事務局のことをうたってます、情報公開請求の対象。要はこれ職員が職務上作成し、または取得した文書、図面及び電磁的記録であって事務局職員が組織的に用いるものとして、議長が管理してるもの、こういったものは対象にならないわけですよ。こういったものが特に今回うたってる。すなわちファイル化ということの名目に今回町の情報公開の条例までこれ変わってきてるんじゃないかと、そういった私不安、疑問があるということがまず1つ。今、総務省のことを言いました。そして、今回担当課が配付した資料、これはインターネットとかでとったものです、ちょっと違いますよね。要は1つセットになってるものが公

開されていない。担当課が公開したものは、これ、この行政機関個人情報保護法関係に政令案の概要というものの、この部分が、この部分だけ印刷してる、プリントしてる。ほか見えてない。実はこれ3ページあるんです。これからしたら、今回の改正の意義というものが、国が言ってること市町村にこうしてくださいよということが書かれてるんですけども、個人ファイル等が導入されてる。それとしたら、何かこれ、いろんなことが変わってような気がします。

例えばもう一点言いますと、改ざんというものがあります。個人情報の適正管理、漏えい、これは第10条ですけど、漏えい、滅失、改ざんという文言が前あったのが、今度の改正では改ざんという言葉がなくなっている。こういうことで、じゃ改ざんはこれいいのかというような、そういった解釈にもなってしまう。ですから、ファイル化を名目に、これ町の個人情報も変えてるんじゃないかと。そして、それが糟屋郡内で通用するものではなく、久山町だけ変わってるんじゃないかと。それだったら。これは委員会で説明中に、ほかの委員からも疑問がありました。例えば裁判するとかで情報公開請求が必要になる。でも、こちらの町じゃ情報公開してもらったのに、こっちの町は改正してるから情報公開できないということになるんじゃないか、そういった不安があるんですよ。ですから、そのことを私聞いていきたい。

それを言う前に、実はもう一つ、まちづくりの先進地である北海道のニセコ町、こちらも状況聞きました。そしたら、今回の法改正によってニセコ町は全くこれはしないそうです、する予定はないと。というのは、そもそもこの規則というのは罰則規定がない。そして、本来こういうふうに改正を行ってくださいって国が言うのであれば、全国一律でなければいけない。その後は市町村に任せますよという国の投げやりな姿勢、これはおかしいんじゃないかと。だから、逆にこの国の姿勢、これに対して抗議しなければいけない、言わなきゃいかんと。だから、うちはやる予定はないということで、国として投げやりなこの政策でこういった条例自体がどうなのかという情報も伝わっていないと。こういった状況ではニセコ町はやる予定は今のところありませんと。そして、情報公開に対して言いますと、ニセコ町さんは、そもそも行政が持つ情報というのは町民が知るべき情報と同じであると、だから共有するものであるという感覚らしいんですよ。もっともだと思いました。ですから、そういうふうに動じていない町もあるんです。だから、そういった意味で今回久山町がやるという意味はどうなのかという思いがある。

もうちょっとしゃべります。百歩譲って糟屋郡内で足並みをそろえるんだったらいいです、もう協議してやるんだったら。だから、私は足並みそろえて、せめてあと次の議会まで待って、今回須恵町さんの情報も見て、それで足並みを合わせてみてはどうかと思うん

ですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 何かよその町のことをいろいろ言われましたけれども、よその町のことと何か関係あるんでしょうかね。佐伯議員そのものがどう思っているかですよ、あるんじゃないとか情報公開に影響があるんじゃないとか、個人情報のファイル化を事務単位からファイル化することに何が問題なのか、どう考えておられるのかですね。ファイル化するというのは、今、うちの文書管理なんかでも、それぞれの担当部署で、例えば健診なら健診、健診でもいろいろあるわけですよ、乳幼児から、あるいはがん検診から胃検診から、いろんな、それをきちっと、今はそういうものを例えば子育てに関することとか健診に関することとか、そういう大きくくくってるのを、今はもう全部既に電子化が進んでるわけですから、職員だってパソコンでデータ管理してるわけですから、きちっと相手が要求される、個人情報を請求される方に対して的確な個人情報を提供するためには細分化した情報をきちっとする、それをファイル化していくわけですから、ファイル化って電子化の、それに何の問題があるのかですよ。それと、そもそも個人情報というのは万人がとれるものじゃないんですよ。本人もしくは法定代理人しか請求できない。個人情報とは何かといえば法律の中で情報は公開しなくてはなりませんけれども、個人情報に関する条例は特定の場合を除いては開示できない、その個人情報とは何かというのは、国が法律の中で定義してるわけです。今回はそれをきちっと管理していくための法律改正ですから、国が関与することではない、国はきちっとそういうデータ管理ができるような形を進めていきなさいということを経済で定めたわけですから、それを郡内でばらばらであっちゃいけないと、もともと上位法があるわけですから、法律が、それをよその町がまだ提案してないから早過ぎるんじゃないとか、そういう問題じゃないと思うんですよ、この改正の問題というのは。例えばよく言われる医療費の無料化とか、そういうことについては影響があるから郡内統一して我々町長会あたりでもやってますけど、これはもう法律の改正に基づいて必ずやっていかなくてはならないことなんですから、そりゃ3月でも期間的には何ら問題はない。ただし、今提案している改正条例文で具体的にここが悪いとかというのを言っていたかないと、よその町がしてないからとか、ニセコの町が町長がどうのとか、そういうもので議論する問題では私はないと思ってますけれども。だから問題があるなら当然これを上げることの承認はいただけないだろうと思いますけれども、私としては、この個人情報の条例一部改正、法律に基づいてやってる改正ですから、内容的には何ら問題ないと私自身はそう感じてます、思っています。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

3回目になりますので。

○4番（佐伯勝宣君） ああ、わかっています。じゃ、3回目ですので、3点ほどちょっと思ったこと言うて、そして最後の質問にしたいと思います。

まず、この改正、やっぱり糟屋郡内で足並みをそろえるというのが大事だと思うんですよ。須恵町さんが今回踏み切った理由というのは、ちょっとつかめてませんが、ほかの糟屋郡内の町というのは全部ほかの町どうするっちゃうかということで、どうしようかというふうにかなり迷っておられる。ですから、そういった意味で、ある程度統一したものを作ったほうがいいということで足並みを糟屋郡内そろえて、そろわなくても4月1日、次の3月議会で定めて4月1日でもいいんじゃないかなあと思います。というのは、今、この久山もまだ定まってないような気がするんですよ。ファイル化といいます。例えばこれ電子ファイルにするんだったら、パソコンで一括管理するんやったら、私これ進歩だと思ってこれは賛成します。しかし、まだそういった状況じゃない。将来的に、そういうふうにしたいという意向は聞きました。そしてまた、いろんな文言についても、さっき言いましたように、例えば情報公開請求、私がやるとします。例えば今回改ざんというのは、さっき言いましたけど、私、今回一般質問できませんでしたが、会議録改ざん、これについて議会事務局側に請求しようとしたとしても、これが個人が特定できるものだから個人情報保護にかかわるから開示できませんという論法になるのかなというふうに私とったんですよ。だから、今回できない。だから、そういった意味では、今回国がこういうふうに改正をしてきた。そして、市町村にも、そういった各自自治体でやれというふうにニセコ町さんに言わせると投げやりに一方的にやってきたと。そういう中で、本来関係ない情報公開にかかわる部分も久山町変えてるんじゃないかなと。そうになりましたら、糟屋郡内、足並みがそろわなくなりますよと。要するにさっき言いました議会を例に出して、一番ひっかかったんで言いますけども、対象が今まで議会というふうにしてきたのが、第1章の総則、2ページ目です。定義、議会、それが今回久山町議会議長というふうに対象の仕方が変わってる。これ今ほかの町は、やってないわけですよ。ひょっとしたら今回須恵町は、ここまで踏み込んでないかもしれない。それが定かではない。そういった定かではない部分がある。そして、情報公開請求に係ってくるんじゃないかという部分がありますので、それから糟屋郡内統一したほうがいいんじゃないかと思うんですよ。そしてもう一つ、これ必ずしも罰則規定がないということと一律じゃないんですよ。実際、ニセコ町さんの担当課の話では、全国でこれ実際にやっただこというのはもう数件しかない。数件というのは、これオーバーかもしれない。一握りもないかもしれない。だから、これやる意味は今ないということで、まずそれよりも国がこういったものを指針を示すべきじゃな

いですかと、各自治体に、こういうふうにやってくださいよと、それがそのまま自治体に、もうそちらのほうでやってくださいというのが今の状況なんです。それで、今糟屋郡内のほかの町はあたふたしてると。だから、まずそこら辺を国に抗議した上で、そこからまた国から返答が来るかもしれない、そういった中で糟屋郡内で足並みをそろえたらどうですかと、そういった意味では、まだ3月議会までちょっとこれは練る猶予があるんじゃないかと。ですから、4月1日まで、ひょっとしたら3月いっぱい、ほかの町も、糟屋郡内のほかの町も同調するかもしれない。久山町、それに乗ったらいいじゃないですか。ですから、今、久山町自身も定まっているようには思えない。そして、言いましたように情報公開請求にかかわってくるんじゃないかという部分がある。これが今回私の不安な要素。ですから、何度も言います。糟屋郡内で足並みをそろえたほうがいいんじゃないかと、そして必ずしもこれ罰則規定がない、国からこうやりなさいよという規定じゃないということは、このまちづくりの先進地ニセコ町さんも担当課の方が言ってます。ですから、久山町もそれ待ったほうがいいんじゃないかと私は思ってます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 罰則規定がないからどうのこうとか、全く意味がわかりませんが、それからファイル化というのをどう捉えてあるのかがちょっと違うんじゃないかなという気がしますよね。ファイル化ができてくるというのは電子化が進んでから可能であって、電子化がこれからもっともっと個人情報というのは増えてくると思うんですよ、マイナンバー制とか、あるいはいろんな個人に番号によって番号そのものが個人情報になってくる。ですから、よりの確にこれ情報請求があったときには個人の情報というのは、個人情報というのは基本的に情報開示とは全く逆で守る側の情報を条例で定めて、法律で定めていくわけですから、的確に何の情報を出さなくてはならないのか、何を要求されてるのかということ、むしろ大きくくりのくりよりもそれぞれに細分化して管理するのが私は当然いいに決まってると思います。それと、佐伯議員がおっしゃるように情報開示に触れる、触れる、情報開示と個人情報って全く別ですよ。同じ情報がついてるから何か一緒みたいにおっしゃるけれども。情報は開示するのが原則であります。だけど、個人情報は、それ以上に守らなくてはならない。その個人情報を定義したのが個人情報に関する法律であり、町の条例です。それをよその町の担当者がこう言ってるからどうのこうのというよりも、先ほどから言ってますように今改正案を提示してるわけですから、これのどこに問題があるのかということ、きちっと議論して判断していただくしかないんじゃないかなと思いますよ。よその町が何を迷ってあるのかわからないし、それからもう一つ言

われた今回議会を議長に変えてる、これは委員会で課長も説明したと思いますけれども、これはどちらでもいいんですよ、表現の仕方は。ただ、議会にしておく、議員さんが持っている情報、個人情報、住民の方から要望された情報とか、そういうものまでも、もし請求があったら出さなくてはならない。だけど、議長という形にしておけば議長が管理する文書ということで、基本的に役場内に出してる情報等の、あるいは議会でされてる等の情報管理だけという形になりますから、だから議長にした方がいいんじゃないかということで議長に変えてますから、これを議会の議論の中で、いや、それは議会にしとったほうがいいよということであれば、そこは修正はしていかないかんだらうと。だから、これを変えてるから、これを変えてるからと言われるんじゃないかと、具体的に、じゃどちらが佐伯議員がいいと思っておらっしゃるのか、それを議論していかないと、ただよその町がどうのとか、糟屋郡統一した方がいいとか、それはそこそこの町の情報の仕方の考えがあると思いますので、そこそこの条例ですから、こういうのは。だからそこは私は逆に言うてあることが理解できないので、もし今回提案してる条例の内容について、まだ納得されないとか、改正する項目があれば、それは私たちが決定することじゃございませんので、議会のほうにもうお諮りするしかございません。よろしく願いいたします。

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

本田議員。

○6番（本田 光君） 個人情報というのは従来もありましたけど、これしっかりと守っていくと、管理していくというのが大事じゃないかというふうに思います。それと同時に委員会審議等で総務課長のほうから個人情報の新旧対照表が出されて、これにマイナンバー制度は6月議会ででしたかね、やってるから、今回の対照表の中には出てないと。今回の条例案にもそれは出されてないと、マイナンバー関係ですね、いわゆる文言の整理と、それと国の28年の何月でしたかね、通達が出てそれに沿ったものだというふうに聞いておりますが、確認の意味でマイナンバーについては入ってないというふうに聞きましたけど、その点どうでしょう、町長。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ちょっと質問の趣旨がよく、マイナンバーの改正の分については、もう既に6月議会のときに終わってるということなんですけれども、本田議員さんがおっしゃったのは、もう一回済みませんけど。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 合同委員会、第1委員会、第2委員会での審議のときに資料を出されて新旧対照表を出されたわけですね。それで、その後今回の条文の中には改正条文の中に

は条例の中には入っていないというふうにおっしゃったから、確認の意味でもう一度それが6月議会で出された分が入っているか入っていないかという、見た範囲では入っていないように見えますが、そこらあたりお聞きします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今回の分には入っていないということでございます。

（6番本田 光君「わかりました」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

清永議員。

○2番（清永義弘君） ちょっと確認ですけども、これはあくまでも法改正に伴う条例の変更だろうと思うんです。ですから、私の考えとしては、あくまでも条文の変更ですから何ら問題ない。ただし、これを提案される内容としてはファイル化したいというのが一つの目的じゃなかろうと思いますけども、その確認をお願いいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） おっしゃるとおり上位法の改正に基づくものですから、各議員が言葉ではいろいろありますので、御心配されてるところあたりも御理解できますけれども、基本的に個人情報、今回の情報に関する条例が、内容が変わるといものじゃございませんのでですね。あくまでも言ってるように管理をしていく手法として、もうちょっとファイル化して、きちっと的確な情報管理をしていきなさいというのが、この法律の改正でございますので、その辺をまた十分御理解いただきたいと思ってますし、今清永議員からお尋ねのように、電子化がこれからもうどんどん進んで、また情報もいろんな情報が生まれてくるかもしれない中では、もうファイル化していかないと、これもう処理は多分できない状況になるだろうと思ってます。今は各担当で、そういう事務情報としてそれぞれが管理してますけど、電子化になると、それこそ電子化の一番の力で効果のあるところだろうと思いますので、きちっとファイル化することによってスピーディーに、また的確な情報ができていくんじゃないかなと思ってます。だから、ちょっとよその町あたりがどうしてそういう躊躇されてるのかというのが、今までの、佐伯議員がおっしゃったように情報開示なんかのやり方が、これによって何か変わって出せなくなるとか、全くそういうものではありませんので、そういう考え方、個人情報に対する考え方を変えるものではないということでございますので、清永議員がおっしゃったように、もうファイル化する、で情報を細かく細分化して的確な情報にファイルしていく、それが目的だと私も考えています。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） そうすると、この提案の方法としては当然条例の改正並びにファイル

化したいという形の提案をしていただきたいと思います。ちょっと私も初めてですので、このような提案の仕方が妥当かどうかはわかりませんが、今町長がおっしゃるように提案としてはファイル化したいということですので、この内容をどういふかといいますと条例が変更に伴う条文の変更並びにファイル化という提案を、やり方としてはどうかと思いますので、今後の対応としては手法、やり方としては、そのような提案の仕方をされたらどうかということで提案をしたいと思います。

以上です。

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第70号久山町個人情報保護条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第71号 所有権確認訴訟の提訴について

○議長（阿部文俊君） 日程第2、議案第71号所有権確認訴訟の提訴についてを議題とします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第71号所有権確認訴訟の提訴について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

た。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第72号 土地取得について

○議長（阿部文俊君） 日程第3、議案第72号土地取得についてを議題とします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第72号土地取得について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第73号 土地取得について

○議長（阿部文俊君） 日程第4、議案第73号土地取得についてを議題とします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第73号土地取得について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第74号 土地取得について

○議長（阿部文俊君） 日程第5、議案第74号土地取得についてを議題とします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第74号土地取得について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第75号 土地取得について

○議長（阿部文俊君） 日程第6、議案第75号土地取得についてを議題とします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第75号土地取得について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数でございます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第76号 土地取得について

○議長（阿部文俊君） 日程第7、議案第76号土地取得についてを議題とします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第76号土地取得について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第77号 平成29年度久山町一般会計補正予算（第5号）

○議長（阿部文俊君） 日程第8、議案第77号平成29年度久山町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

有田議員。

○3番（有田行彦君） 私は2項目質問をいたします。

まず第1に、ページ13ページ、17款寄附金、2目総務費寄附金、それとページ33ページ、8款土木費、2目公園費についてお尋ねいたします。まず、寄附金についてであります。ふるさと応援寄附金についてお尋ねします。志免町の12月定例会での一般会計補正予算案は3億7,806万円、そのうちふるさと納税の寄附金は見込みより1億8,000万円増えの増額補正、新宮町の一般会計補正予算案は4億7,215万円、そのうちふるさと納税は2億4,000万円の増額補正、久山町のふるさと納税は300万円、余りにも差が大き過ぎる。久山町は努力してるのかどうか、この点をお尋ねします。

もう一つはページ33ページ、8款土木費であります。土木費、2目公園費ですね。平成29年度の当初予算は1億300万円、補正予算額、マイナス6,400万円、残り3,900万円で進入道路関連の150メートルの工事、残り道路はあと約350メートル、道路関連工事を含めて完成までの費用は幾らぐらい見積もっておるのかお尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ちょっとそれぞれ担当課長から状況を報告したいと思います。

○議長（阿部文俊君） 担当課長、實淵課長。

○総務課長（實淵孝則君） まず、ふるさと納税の関係でございます。ふるさと納税につきましては、9月から、インターネットサイトでしております、さとふるというところに委託を開始しまして、議案説明会の際にも言いましたように、今現在2,000万円ちょっとの納税額になっております。今後も引き続き努力してまいりたいと思います。

なお、ふるさとチョイスというサイトがございます。これにつきましては、久山町という検索を行いますと久山町のホームページが紹介されるような形になってます。そこから要は久山町のホームページを開いていただいて申請していただくというような形になっておりますので、今後も引き続きこういった研究を重ねまして、それともう一つは、ふるさと納税でお返しをする品の項目を増やしたり、そういった努力を引き続き続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほど運動公園の関係ですけれども、道路工事だけというのは、ちょっと今ここでは把握してませんので、全体事業としてやっていますので、もし何か必要があれば、またお知らせしたいと思っておりますけれども、道路部分だけというのは、ちょっと今わからないということでございますので。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） ふるさと納税につきましては再三私も質問しておりますけど、これ町長が先頭に立ってやる。それで、私は町長の、今の志免とか新宮あたりと比較して、どう考えてあるかを聞いたかったんです。私、担当課長に聞くつもりはないと。

それともう一つ、まだ私の質問。道路関連だけの工事費を聞いてるんじゃない。さっき私が聞いたのは、これはちょっと、ふるさと納税のことがありますので、私がさっき聞いたのは、道路関連工事も含めた完成までの費用は幾ら考えているかと言ってるんですよ。これはまた2回目でお尋ねします。

それで、まずふるさと納税についてお尋ねします、2回目。先ほど言うように町長が先頭に立ってやるべきだというのが私の考えだと。そういう意欲がない。私には伝わってこない。志免町の件にしても新宮町の件にしても、ふるさと納税が志免は1億8,000万円ですよ、新宮は2億4,000万円ですよということについて、町長は、どうそれを受け止めてあるか。財源確保せないかん、企業誘致をせないかんという割には、こういった、これも財源確保ですよ、そういう意欲が見えてこない。今、課長が今年は、という話でしたけれども、平成28年度の久山町のふるさと寄附金受入額は773万5,432円、一方久山町民の方がほかの自治体へ寄附した額は814万円、その方たちの久山町の住民税等が控除された額は358万円、毎年増えていってるんです。泣き面に蜂的などところがある、久山町にとってはですね。9月議会での監査意見書では自主財源確保についての指摘があった。ふるさと納税についての取り組み努力は、今さっきから言うごと見えてこない。今後どうするか、そりゃ町長が今さっき言うごと先頭に立ってやらんと。これは町長は以前悪法だと言われま



したけど、悪法であろうとどうであろうと国策ですから、ほかの自治体に負けんようにせんにゃいかんと私は思いますよ。これからまた久山町民の方がほかの自治体に寄附される件が増えてくる。この点を町長の言葉で答えてください。

それから、先ほどの公園費ですが、私が質問したのはさっき言うたごと、今後の道路関連工事費を含めて完成までの費用は幾らですかと。例えばその中にテニスコートやいろいろなと入ってくるでしょう。そういうことまで含めて費用は幾ら見積もってあるのかというのを聞いたんですね。それから、今後31年度完成までの2年間、その間、その資金ができるかを尋ねたかったんですね。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ふるさと納税、今ちょっと報告したと思いますけども、そういう民間サイトに頼んで9月からスタートして、11月だけを言うと、1カ月で約800万円入ってます。だから、努力してない、努力してないとか、意欲がないとか。ただ、私ははっきり言えますけど、ふるさと納税が自主財源の大きな私は目的でも何でもないと思ってますよ。あくまでもこれは寄附金ですから、それに力を入れるとか、私はそんなに特別な力を入れる考えもないし、ただおっしゃるように、こちらから税が流れることだけは防ぎたい、そう思ってます。私たちが求めないかんのは、ほかの面での自主財源の強化だと思いますよ。ふるさと納税で、よそが幾らもらったとかなんとか、それはそれぞれには、いろいろやってあると思いますけど。だから、有田議員がおっしゃってあるのも十分理解してるから、我々としてもいろんな工夫をしながら、また町民のそういう品物を出してくれる方にも全部呼びかけて今やってきて、今言ってるように今現在1カ月で800万円、11月は入ってましたけど、その姿勢が見えないとか。それは私自身はそんなふうに職員に指示して、職員もそんなふうに頑張っているんだと思いますし、ただ根本的に自主財源の確保に私はふるさと納税を前面に考えてないことだけは、もうこれは正直な気持ちだから、これだけはもう伝えておきたいと思います。

それから、総合運動公園については全体事業費12億円ということで事業認可をとってる中で進めてきているわけで、認可が31年までですから、とてもこれまでに終わると思っていません。そうやけん、特に今は社会資本交付金という中でやってるわけですから、ですからまずは31年度までにどこまでやれるかという形で、これはもう国の資金とかを活用してやらざるを得ない大きな事業ですから、それによって31年度でちょっと一般質問にもありましたけど事業についての診断をして内容を変えるのか、それとももちろんどっちみち事業の延伸、認可の延伸あたりも国、県にお願いしていきたいと考えてます。僕はもうここは時間をかけて整備して、総合運動公園の場合はですね。ある議員もおっしゃったよう

に、僕は性急にそこを整備していく必要はないんじゃないか。もちろんやっぱり総合戦略の中でそれぞれ優先順位というのがあるし、効果的なのは緊急的、特に生活に緊急的なことを先にやるべきであって、事業認可で31年度までに12億円の事業、一応認可上はそうなってますけれども、認可期間内に終わることはこれはない。それは国からの交付金もそうですし、当然交付金に対して町の持ち出しもあるわけですから、今ここに大きな金額をかけることは、ちょっと全体的な選択集中していく中では順位的には少し下に置かざるを得ないんじゃないかなと考えています。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） さっきふるさと納税は自主財源じゃないとおっしゃったんです。そして、それは何でしょうかと私は言いたいですけれども。自主財源の一つの固定資産税にしたって住民税、個人住民税にしても、これは増えることについては問題ない。例えば固定資産税についても一般質問の中で言いましたごと、疑問のあるような固定資産税の掛け方、私に言わせれば。そういう中でふるさと納税の、例えば佐賀県の上峰町は、そのふるさと納税で約21億円の寄附金、それから学校給食の整備、運営に使ってる、それだけ努力して、それだけ生んでるんですよ。それも自主財源じゃないということでしょうかね。私はそういう意味からして、もう少し頑張る必要があるんじゃないかと私は言ってるんですよ。ほんなら、糟屋郡内で志免、新宮とかという見本があるっちゃから、それに沿ってやったらどうかと。そりゃもう完全に新宮、志免町さんが頑張りごぞあとは、おかしいですよと言わんばかりです、私に言わせりゃ。もう少し、町長、やっぱこういったものについては国も野田総務大臣も返礼品に懐疑なところはあるけど、やめるとは言ってないんだから、これからますます自治体同士の税の奪い合いになりますよ。私はそう思います。その点をもう一回と、それから総合公園につきましては、以前議会も承認しました。しかし、そのときとちょっと話が違ふような気がします。それは何かというと、31年度までに完成するという説明であったかと私は思いますがね。それが延長になってちゃ、仕方ないというような町長の今の言葉というのはどうかなという気がします。それなら、もう一回見直したらどうかということをおは提案したいんですが、その点どうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ふるさと納税が自主財源じゃないということは一言も言ってない。ただ、私たちは自主財源を高めていかななくてはならないけれども、これは永久的なものではない、ふるさと納税とかというのは。だから、これを金額がその町、特定のところが高いからこれに力をとられますけども、もちろん力を入れてやっていますけれども、地方の自主財源のあり方をして私はこれがメインではないということをおは言いたかったわけで、よそ

がやってあることが間違ってるとかということを決して一つも言ってないし、ただ国でもいろんな声が上がってるように、私は決してこれはいい法律だとは思っておりません。ただし、先ほど報告したように、去年全体で確か七、八百万円だったのが1カ月で今800万円、11月は入ってるわけですから、町としても議員がおっしゃるような努力をして制度がある以上は活用はしていく、その姿勢は、これからも続けていきたいと思っております。

それから、総合運動公園は認可をとってる以上、その区間内にやるというのが事業認可なんですけど、とはいっても全体事業費12億円、都市公園42ヘクタールの整備でございますから、久山町の財政規模を考えると、じゃ残りを全部町の一般財源でやるのか、ちょっとこれは無理だと思います。これはやっぱり予算要求するときの一つのテクニックと申しますか、その手法であって、31年度までの認可で、そういう認可しか、もうずっと延ばしてきてるから、できないからそこでやるという計画でもって進めなくては。これも時代によるんですけどね。大体ずっと要望額というのは、その事業認可年度に合わせてずっと終わるように要望額をしてきていくんですけれども、大体22年度ぐらいからずっと3,000万円とか5,000万円とかやってて、24年度は5,000万円に対して8,000万円ついてるんですよ。だから、国の経済事情がずっとこんな状態であれば、僕は交付金がずっとこれまで来てるとは思いますけども、それが景気対策やられて、あとその次はもう6,000万円に対して1,000万円切った950万円しか国が交付金を、予算はつかなかった。だから、これは国の財政状況にもよりますし町も状況にもよってくるわけやから、当然今の、もう31年になるとあと2年ぐらいしかないわけですから、申しわけないけど2年で終わるということはちょっと不可能じゃないかなということをお申しております。あくまでもこれは、そういう計画を立てて、その中で進んできたわけですから、それが国の状況等によって、これが最初から単独でやるという事業であれば、議員がおっしゃったように約束が違うんじゃないかなと言われても仕方ないんですけれども、これは国のそういう交付金を当てにして、あるいは起債を当てにして進めていく事業ですから、僕はもう、いたし方ない。だから、少し期間を延ばす、もしくは一般財源をじゃ充当するかといえ、なかなかそれは難しいので、期間を延ばさざるを得ないのじゃないかなと今の時点では考えているというところでございます。

(3番有田行彦君「議長、ちょっと答弁が漏れてる、1つ、答弁漏れ」と呼ぶ)

○議長(阿部文俊君) そこだけお願いします。

○3番(有田行彦君) じゃ、完成までの今後の費用は幾らぐらい見積もってるのかという質問しましたけど、これについては。

○町長（久芳菊司君） これは、ちょっと表がありますけど、計算してみんとちょっとわかりませんので、全体では12億円という形で。

（3番有田行彦君「それは聞いてます」と呼ぶ）

だから、今までずっとしてるのをちょっと事業をしてきたのがありますから。

（3番有田行彦君「いや、今までしてきたのが」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） ちょっと待ってください。

○町長（久芳菊司君） だから、今までした分を全体分から引くような形になるんですよ。

（3番有田行彦君「いや、私が聞いているのは」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） ちょっと待ってください。

（3番有田行彦君「議長、私が聞いているのは」と呼ぶ）

ちょっと待ってください。

（3番有田行彦君「議長、言うてくださいよ」と呼ぶ）

どうぞ。

○3番（有田行彦君） 私が聞いているのは、今後完成までは幾ら要るのかと聞いているんですよ、幾ら要るかは見積もってるかと聞いているんです。

○議長（阿部文俊君） そこだけ答えてください。

（町長久芳菊司君「ちょっと課長に答えさせます」と呼ぶ）

課長、どうぞ。

○田園都市課長（川上克彦君） お答えいたします。

全体事業12億円のうち過去に整備を完了しているのがおおむね5億円程度で、今のところ残り約7億円ぐらいはかかるかというふうに試算しております。

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

本田議員。

○6番（本田 光君） 今の29年度の一般会計補正予算の第5号の33ページ、公園費、総合運動公園整備費ですね、これは一般質問等あたりでも質問したけども、先ほど来からも他の議論があつてますように、質問があつてますように、総事業費は12億円、31年度で交付金がなくなると今回は5,400万円のいわゆるこの交付金が予定よりつかなかつたということなんですけれども、須恵町が今総合運動公園造つて15、6年になりますよね。ここは国、県の補助金はあつておりません。僕も再三あそこ調査させてもらいましたけれども、総事業費が28億2,385万円というふうに言われております。あとの維持管理と、それから使用料、利用料あたりでも余りそれほどないようですね。久山町が計画しとるのと、よく似通つとんですよ、というのがあります。一般質問でも町長に質問しましたけども、この事業

は今後の投資とそれから事業実施のコストが上がる、それからまたランニングコスト、一体どのくらいの費用がかかるかと、先ほど質問された有田議員もおられますけども、非常に先が見えないという不透明で疑問であるという点です。そういう関係から見た場合、町長は僕の質問に対して一般質問のときに、総合運動公園の今後については外部評価審査会議にかける旨答弁されましたが、その点は今のところどう考えていますか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 本田議員が懸念されてるように規模も大きい、須恵町と比べると施設の事業規模というのは小さくしてありますけれども、それにしても事業認可が先ほどの議員の方に言いましたように、あと2年ほどしかないから、これを契機にこの事業のあり方についての事業診断というのは当然内部でもして、また外部の評価委員会にもお諮りをしたいなどは今考えております。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 当然そうした本来の内部も必要だけでも、外部評価委員の考えも聞かなければならないのではないかというふうに思います。工期、期間は31年度までしかないわけですが、僕が言いたいのは、今31年10月から、もう国は消費税を8%を10%にするという、これ既定の事実じゃないかというふうに思いますけども、そういうことを含めて社会情勢がいろいろと変わってきると、先ほど町長もおっしゃったし、バブルのときとまた違うわけですね、状況が一変しています。ですから、そうしたことを考えた場合、他に優先しなければならない事業は、この町内にはいっぱいあるわけですね。これは一般質問でも述べましたからここでは言いませんが、そうしたことが残された事業あるのに、ここだけの総合運動公園というのが果たしてどうだろうかと。僕が言いたいのは何かといいますと、もう一定の危険のないのり面とか、いろんな点を扱って、もうここで終止符を打ったらどうかという、もちろん外部評価審議委員会とか皆さんの意見を聞いた上でという、そういうぐらいの心構え、英断というか、ほかの事業が町民要求がなかったら別です。まだ、しなければ、急がなければならない件がたくさんあるわけですから、ここだけに一般財政を費やさなければならないような方向にどう、ほかの補助事業というのは、もうそう簡単に出てこないと僕は見ます。じゃ、いい補助事業が出るかという、そういう感じはないと思っていますね。補助事業というのは御存知のように一時的なものだというふうに思います。町長は、そこらあたりどうお考えでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 本田議員さんおっしゃったように、もうここで廃止、これは僕は今現在はないといいますかね、町民の方もスポーツをやる方も、それを期待しておられる方も

たくさんおられるだろうし、またあそこは総合運動公園とはいえ僕は近隣公園的な色合いの強い総合運動公園がふさわしいところじゃないかなと思ってますので、内部でも検討しなくちゃいけないし、外部の方のそういう意見も真摯に聞きたいなと思ってます。そういう中で、一つは廃止じゃなくてやり方を、じゃ何かいい方法ないかと、その整備の財源にしても、それによっちゃ、こういう施設はできるんじゃないかなとか、必ずしも国の補助金じゃなくてもできるものもあるだろうし、また造り方についても施設のレベルの問題、久山に見合った形の事業計画の見直しも当然あり得るんじゃないかなと、そういうのを含めて本田議員が心配されるような生活に密着した優先すべきものがまだまだたくさんありますので、その辺も含めて外部評価あたりもかけたいなと思っております。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 先ほど課長も、担当課長も答弁されましたけども、もう既に5億円近く使用しとると。あと7億円近く造らなければならんというんですね。であれば、当然この一般会計から持ち出すぐらいしか今のところはないんですね。ですから、そういうふうに町民の税金が、まだ町民要求が強いものが結構潜在的に残されてます。ですから、そういう点で、今、じゃ総合運動公園造ってサッカー場、野球場、さっき須恵の話題を出しましたけども、果たして町民人口がそれだけのサッカー人口、野球人口あるいはまたそういう人口がいるかといえば、必ずしもそう言えないというふうに思います。だから、町長でも今言われましたように優先順位ですね、そして僕が言いたいのは、この総合運動公園については当然危険のない方向でというような、防護壁をしたり、危険のないようにそれでいて多少使われるような方向でどう終止符を打つか、もうこの辺で、この件はもう終わりにしようという町長、もう英断せんですか、その点。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今、本田議員もちらっとおっしゃってましたけど、いろんなやり方ですかね、その工夫はあると思いますので、終わりにしようというのが、もう運動公園を廃止するのかというふうに捉えられますけれど、それはないと思いますけれども、例えば須恵は補助金一切使ってないということは、私は起債事業やったと思うんですよ。当時はまちづくり総合整備事業ということで国の借金をして、そのかわり何十%かは交付税で補填しますよと、そういう事業でやられたんじゃないかなと思います。今は、それもなくなったと思いますので、ただ例えばサッカー場あたりは、もう言ったかもしれませんが、確かにもう久山町のサッカー人口なんて微々たる、ですから、そんな立派などを造っても施設のあれはできないと思いますけど、これを広域的に使わせるとなると、サッカーのt o t o資金ですかね、あれが丸々使えたりするということも聞いていますので、当然久山

町でそれだけの公認できるような施設を造るとなると、町民だけでなく広域的にも利用開放して運営費の一部に充てるとか管理費の一部に充てるとか、僕は、そういう工夫は必要だと思いますので、そういう中で議員がおっしゃったように、よその町にあるような施設皆さん欲しいでしょうけども、競技人口に合わせた形で、そういう施設の内容も含めて検討していけば、もっと事業費も抑えられるし、久山に合ったような総合運動公園もできるんじゃないかなと思っていますので、そういうのも工夫しまして31年度までに検討してまいりたいと思います。

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 私も総合運動公園ですね。ページで言いますと2点ですね、まず歳入のほうの13ページの、正確に言いますと12ページから続いていますね。国庫支出金の2、国庫補助金、4、土木費国庫補助金の中の社会資本整備総合交付金、マイナスの1,870万円ですか、そして次の13ページ、こっちでした。社会資本整備総合交付金マイナス3,160万円、そして歳出ですね、歳出33ページ、8、土木費、2、公園費の15、工事請負費、総合運動公園施設整備交付金マイナス6,400万円。私もこれ果たして平成31年度までの事業、大丈夫なのかなというふうな思いがありました。そして、担当課からいろいろ聞きましたら、今回このマイナス6,400万円のこの総合運動公園施設整備費工事費ということで3,600万円で工事やると、果たしてこのままいくのかなというふうな声が、何でこんなに補助金がついてないんだということがありました。今回、九州北部豪雨とかいろんな災害があるからじゃないかなというようなことも担当課言っておりました。そこで、私、県のほうに聞いてみました。県の担当課は、これは建築都市部公園街路課というのがありまして、これ聞いてみたんですけども、そういった災害関係で補助金が見つからないということはないと、全国あちこちで災害が起こっている中で今回福岡で起こった北部災害、これで補助金が削られるということはないということで、じゃ何でこんな状況なのかと。これ大もとはこれ国交省ということですが、その補助金関係、最近の流れ聞きました。金額、25年が950万円、これ何の部分かというのはちょっとわかりませんが、ただ具体的にこれ聞いてわかるようなデータ持っておりますので、あれでしたら提出しますが、26年が1,800万円、27年が2,000万円、28年も2,000万円、低レベルで推移してる、その久山町が申請した額よりも大分下回って、ここ例年ついてる状況だと。これどうなのかなという思いがある。大もとは国交省、先ほど町長はこの関連、この状況の質問で国の事情があると、やはりそういったものがあると。だったら、その国の事情とは何なのかということを知りたい。そして、そういったものを改善できる手だてがあるのであれば、久山町はそれに取り

組まなければいけないと思うんですけど、その点お願いします。ちょっと1点が平成31年度までの事業で大丈夫なのかと思ってたんですが、町長は長期的に見る、大丈夫なのかと、そういった悠長なことだというのが1点と、大もとの国交省に対して町長何かやらないかんじゃないですか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 国の予算とかというのは、国のいろんな、その年度年度の収入とか税収とか、そういう中で予算、各省庁に予算配分があるわけですから、国土交通省の各全国の市町村からの事業要望額全部上がってくる中で財務省とやりとりがあるわけですから、その中で久山町の額について国土交通省に働きかけるとか、個別の事業だったら、建設とかなんとか、予算だったらできますけど、昔は例えば公園事業でも何々公園事業、事業認可受けて、今年は事業費何千万円とかいったら、きちっとそれでもう大体内示が来て、決められた中で次の予算を翌年度計上して、もう補助金の額も決まってる。ところが、今は国土交通省関係の道路とか橋梁とか区画整理とか都市計画事業、そういうのを一くくりにして社会資本交付金として各自治体も要望上げた金額をくくってまとめて県が今度は国土交通省に国に上げて、それでやって、福岡県はこれだけですよ、だから3月ぐらいに国のほうから国会議員の人たちから情報が出て、あっ、久山町の公園事業、予算がつかましたよ、予算がついたという情報しか入らないんですよ。そりゃもう枠が一つのくくりの中になってるから、だから以前とは違うんですから、だからなぜうちの公園事業が減ったんですかって、そういうものは国に問い合わせることはできないですよ。それはもう国が全体の予算枠の中で決めてくるわけですから、我々はそこまで入り込むことはできないと思っています。ただ、社交金にかわったのは、それぞれの県とか自治体で優先順位を今度ある程度選択ができるようにしたのが交付金制度ですから、そういう形で今もう制度は変わってるわけですから、個別にこれが減ったからどうのこうのということではないと考えています。

○議長（阿部文俊君） 31年完成の件。

○町長（久芳菊司君） 先ほどもお答えしましたように、31年度はとても事業完成は、一般財源を全部投入するなら別ですけど、とても無理だと思っています。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） まず、31年度のほうから言いますが、ここまでやったからには、それこそこういった国の補助金の状況の流れから、これは財調取り崩しもこれ考えなきゃいけない。これ本当もう町の責任だと思うんですよ。ですから、これちょっとそういった意識が薄いなど。国がこういう状況だから仕方がないというのはないんじゃないかなと思う



のが1つ、1点。だから、もうあれやったら町は自腹を切ってやらないかん部分、それだけね、そしてそれは責任があると思います。そこら辺もちょっと町長、非常に意識がないんじゃないかというのは思います。それが1点。

そして、国交省云々の話、私ちょっと違うと思うんです。やっぱりこれは町がそれなりの誠意を見せれば国交省も動く、それは昔から変わっていないと。そして、さっき言いました、言われました町長いみじくも。一くくりにして県に国交省は予算をかけると。久山町の場合は、みやま町、苅田町含めて5つの自治体で一塊になって、それが県に届いて、そしてそれで県が割り振って久山町に交付するということです。県はこの国交省の意思だということなんですが、国交省に実は私も問い合わせました。国交省都市局公園緑地景観課というのが、この久山町の補助金、この社会資本整備費の担当課でございます。明確には答えてくれませんでした。幾ら突っ込んで聞いても、そこら辺は逃げられます。しかし、1つ、はっきりわかったことがございます。都市局だけの判断ではないと。整備計画、この今回の公園施設整備工事費ですか、いろんな要素がこの中に含まれています。そのいろんな要素にかかわる国交省の中のいろんな部署の意見を聞いて総合的に判断していると、それだけははっきり聞き取れました。そういった中で非常にこれは考えなければいけないのが、久山町何やったかといったら、補助金目的外使用ありますよね、この点、私もうずっと追求しています。今回も質問はできていませんでした。こういった中で補助金のペナルティーがあるということ、これを指摘した方がおられます。それは、これは平成27年7月9日に久山町議会の中で、この場所でやった研修の中で講師の先生が言われたこと。このままじゃ、ちょっと補助金ちょっとまずいぞと。住宅だけじゃなくてつかなくなるぞと。だから、議会で、これはもう町長が行かんやったら議会で、これは間に国会議員立てて上京して国交省に謝りに行ったほうがいいと、もう早くこれはしたほうがいいということをこの場所だけではなく私控室でも言われたんですよ。結局それ久山町はやっていない。それがこういったことになっとるんじゃないでしょうか。ですから、1つ、要因としましては、以前私会議録、その目的外使用の説明の会議録、国交省のほうに、もう行ってますよと言いました。これ、平成26年12月議会に経営企画課が目的外使用の説明しました。担当課長と参事が突然そこで立ち上がって頭を下げたということがありました。この会議録は、もう国交省に行っております。しかし、もう一つ実は会議録があるんです。平成27年8月24日、これは議員全員協議会で町長が木子里についてセッティングをされた、わずか15分でしたけども、この中で町長は。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員、佐伯議員、目的外使用の件は、ちょっとこの件から外れますが。

○4番（佐伯勝宣君） 外れてません、国交省ですから。大事なことです。事業そのものは間違っただけでなかったんですということと、補助金がこれでハンディがつけられることはないということ、町長、不祥事じゃないというふうに答えています。これ実は、この会議録、もう行っちゃってるんです、担当課に。

（「議長、止めろよ、審議中」と呼ぶ者あり）

もうちょっとで終わりますよ。だから、これは。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員、手短にお願いします。

○4番（佐伯勝宣君） 一般質問と違いますからね。ですから。手短、とんでもない、これは与えられた権利、長々とはしゃべりません。

○議長（阿部文俊君） 総合運動公園だけを言ってください。

○4番（佐伯勝宣君） 担当課の木造住宅振興室、言ってます。そして、これ担当課と話しました、どう思われますかと。苦笑いしておりました。その状況というのは、ちゃんと入ってます、この中に。こういったことがあります。こういったことも含めて、この方も言っていました。これ、もし誠意を久山町が見せんなら大変なことになりますよということ、もうそれ以上は言いませんでしたけども、それが今、あるんじゃないですか。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員、佐伯議員、それは何ですかね。

○4番（佐伯勝宣君） それはあつとるんじゃないですか。これはデータです。ですから、町長、これは対応したほうが、

（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

いいんじゃないですかということで、発言の途中です、終わります、思いますが、どうでしょうか。はい、終わりました。はい、終わりました。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ちょっと余り長かったんで。

（4番佐伯勝宣君「長くなかったですよ」と呼ぶ）

何を聞いたかったのかよくわからなかったんですけど、言いたいことは木子里の目的外使用の件が今回の国交省の予算に影響してるんじゃないかということなんじゃないかな。ただ、もしそうであれば、余りにも短絡的なお考えであるとしか言いようがないし、国の大きな予算がそんなことでどうこうされるものではないですし、佐伯議員がそこまで臆測されるのは、それは構いませんけれども、国の予算配分というのはそういう形で行われてるものではないと私は確信をしております。

（4番佐伯勝宣君「では、最後の質問」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） この27年7月9日の久山町議会の研修で専門家は、これは補助金減るのは当たり前だと、会計検査院の指摘で補助金返還という自体はよっぽどのことだということで、ちょっとした理由でも補助金査定は大変厳しくなると、5年もしくはこの久山町の場合は6年、国交省から町の新規事業に補助金はつかないと、申請しても相手にされないだろうと言いました。だから、ここは我々議会と町長と当時の担当課長の佐伯久雄副町長とあと地元国会議員と一緒にあって国交省にまず誠意を示す、謝りに行くことがこれ大事じゃないかなと。そしてまた。

（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

31年、31年も、これできるだけ続けられるように努力されるのがいいんじゃないかと思えます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ある人が誰か私わかりませんが、特段コメントすることはありません。

（4番佐伯勝宣君「終わります」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

（4番佐伯勝宣君「もう誰もおらんかったと思います」と呼ぶ）

久芳議員。

○9番（久芳正司君） 重複するかもしれませんが、ふるさと納税のことについてお尋ねいたします。4番議員のお考えは大変大切だと思いますが、町民の税金は町に納めるというのが私は妥当だと思います。私的なことを申し上げますが、私の家族とか知人等は、いろいろな品物に魅せられて他町村に他県に納めていることをよく耳にすることがございます。先ほど町長さんがおっしゃられたように町は町での税金のとりとめということに何かすばらしいアイデアを出して町の税金は町で納めていただく、そういうことを考えていただきたいと思っております。そのことが1つでございます。

それから、これも重複すると思いますが、久山町総合運動公園の件でお尋ねいたします。担当者の御説明によりますと、もともと平成31年度完成予定だとお聞きいたしました。先ほどの説明で、その件もよくわかりました。工事総額12億円程度の説明もありました。12億円のうち4億円が多目的グラウンドを完成させ、7億円程度でテニス場、競技場、野球場予定地へのアプローチ道路に着手しているということをお聞きいたしました。

この件も先ほどの返答で大体わかりました。12億円から4億7,000万円を引くと7億

3,000万円の予算がこれから必要だということになります。27年度は1億7,000万円の工事予算で組んでありましたが、このうちの1億円程度は国、県の交付金、地方税で賄える予算でもありました。しかし、1億円が4億円になりました。これは国で決めた金額だからいたし方ないと思います。また、今後も国の政策で少なくはなっても増えることは望めないと思いますが、執行部のお考えをお尋ね申し上げます。担当者の方々は、今年度この予算で150メートルの道路を延ばし、次年度も再度道路を400メートル余りの延長に強い意志を示していらっしゃいました。また、総合公園を造り上げる気持ちは大変よくわかりました。しかし、諸事情に鑑み、まずは入口に当たるテニス場、駐車場、広場を完成させ、一人でも多くの町民に利用していただき、次早く競技場が欲しい、早く野球場が欲しいという町民の気持ちになっていただく、そういうことこそ町民、久山町の仕事じゃなかろうかと思しますので、ここで一度立ちどまって、しっかりした客観的な見方で組み替え等が必要じゃないかと思しますので、その点をお伺いいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まず、1点目ですけれども、ふるさと納税について久芳議員がおっしゃったように、制度があるから金を集めるという、そこ非常に微妙なところが私もあって、先ほどもちょっとお答えしたんですけれども、制度の趣旨は本当いいですよ。だけど、実態は皆さん返礼品を目的によその町に寄附をしていかれる。法の趣旨は自分のふるさとに本来そういうものを寄附して、都市部に比べて田舎がそういう自主財源が少ないから少しでもそういう人たちの寄附金を募って地域の振興にという、これが私は法律の目的だと思いますけど、今の状況というのは返礼品がいいところにいっぱい金が入ってる。だから、返礼品も本当にそれは間違いじゃないんですけれども、地元で作った地元の特産とか、そういうもので地元の産業を活性化するための返礼品でふるさと納税が回転していけば僕は何ら問題ないと思います。だけど、今は返礼品に例えば自転車をやったり、本来のその町の産業の活性化とか特産品でないもの、ともかく興味を持たれるもの、それによって金を集めてる、じゃ1億円でも2億円でも入ってくる自治体はいいけども、じゃ取られた自治体は一体どうなるのかと、そういうのを考えると、これは自治体として、民間会社なら私はそれでいいと思うんですよ。だから、きちっとした形で今久芳議員がおっしゃるように、じゃ、うちうちなりのふるさと納税をしてもらうための努力は町の産業につながるもの、あるいは町の特産物につながるものをこれから努力して、本当にふるさとにさせていただくもの、それから久山町の柱である健康に関しての本当に賛同していただける方たちのふるさと納税、こういう形で私もそちらのほうに力を入れたい。ただ、一方議員がおっしゃるように、うちの税がマイナスになっちゃいかん。だから、これだけは最低

限確保せないかなということ考えていますので、極力そういう趣旨を、やはり正しい方向ということを考えながら久山町も取り組んでまいりたいと思っています。

それから、総合運動公園については、もう先ほどからいろいろ言ってますように、31年、これある程度中身の見直しも検討する必要があるし、総合運動公園といえば、私はあそこは本当に一番上のサッカーで使ってた広場なんかは4万平米のフラットな面があるわけですから、運動だけじゃなく、いろんな町民の方の憩いの場として活用できるし、これから首羅山、それから猪野とか、あの辺の歴史観光のエリアとするならば、それと一体となれるような公園の中身でも僕はいいと思うんですよね。運動する場所もあり、また景色を眺める場所でもあり、花公園があってもいいし、私はそういう形であそこだけの、総合運動公園だけの整備じゃなく、首羅山とか猪野とか猪野周辺の久山町の景勝地との関連を含めた形の内容に検討することも必要じゃないかなと思ってますので、議員がおっしゃったようにもう一度立ちどまって中身について形だけの運動公園じゃなくて、本当に町民の人から活用できる、また効果のある運動公園に検討をしてまいりたいと思います。

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

（4番佐伯勝宣君「私、佐伯はちょっと反対させてもらいます。やはり先ほど」と呼ぶ）

佐伯議員、ちょっと今から先に言ってから、僕が何か言ってから。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） ちょっと私も賛成したいんですが、ちょっとやはり反対します。先ほど言いました総合運動公園施設整備工事費、そしてそれに関連する補助金ですね、やはりちょっと町長にもう少し努力してもらいたい。これはマイナスのまま、もう国の状況だから仕方がないというのではなく、自助努力して、少しでも交付が戻れるような努力を示してもらいたい。それが今回見えませんので、残念ながらこれに賛成はできないという姿勢をとらせていただきます。

以上、反対討論でございます。

○議長（阿部文俊君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 原案に賛成者の発言を許します。

阿部議員。

○7番（阿部 哲君） ほかの一般補正予算につきましては、重度障害者医療支給事業費、その中でも重度身障者の支給委託料が入っております。それから、ひとり親家庭医療の関係につきましても今回補正で上がってきております。こういう大事な予算、それから工事におきましても交通安全施設の中で統合幼稚園等の周辺の交通安全整備事業費等上がっております。ですから、今回の補正予算につきましては大事な補正予算でございますので、賛成といたします。

○議長（阿部文俊君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） これで討論を終わります。

議案第77号平成29年度久山町一般会計補正予算（第5号）、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第78号 平成29年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（阿部文俊君） 日程第9、議案第78号平成29年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第78号平成29年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第79号 平成29年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（阿部文俊君） 日程第10、議案第79号平成29年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

清永議員。

○2番（清永義弘君） この案件につきましては担当者のほうから聞きまして、大体内容がこれでわかりました。この内容は計画どおりやっていただきたいというところでの質問をいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 草場の開発につきましては、今後計画どおりということで、もちろんそういう形で進めたいと思っておりますけれども、若干ちょっと今回、変更と、時期をちょっと遅らせました。というのは、北部九州の災害豪雨の中で集中豪雨ということで状況も違うんですけど、ため池等の決壊とかもあったりして、今回そういうこともあったし、一応草場池のため池についてはその安全性というのは、もう町では確保してましたけれども、より安定的、安全的なものということで、まずそちらのほうをきちっと整備してやっていくということで、ちょっと工区の、第1工区始めるところをちょっと若干変えたという経緯がありますけれども、今後の計画については極力これ以上計画が遅れないように進めてまいりたいと思います。

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

清永議員。

○2番（清永義弘君） 町長が申されましたように、その状況、対応方よろしくお願います。

以上です。

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

本田議員。

○6番(本田 光君) 今回の草場地区の再開発事業というのは減額、予算の関係ですね。特に今後から進める第1工区、第2工区、3工区ちょうど先ほど来も言ってますように31年ですかね、そうであれば当然消費税等あたりの引き上げ等あたりにも影響の可能性はあるし、一定の影響は出てくるんじゃないかというふうに思います。ですから、よりこの、最初から住宅ハウス等あたりが入れば当然実際に先は見えてくるけれども、ちょっと奥まತ್ತるかなというふうな点から見て、それからどの議員でしたかね、質問等あたりでされた中で入り口周辺ですたいね、新幹線のガード下周辺の、あそこあたりを一定の計上する必要あるんじゃないかというふうなことも言われておったし、僕もなるほどと、それは当然、一番玄関口ですから、そういうところもしなければならんんじゃないかと。そして、売れやすいような方法をどういうふうにしていくかという点を今後考えなければならぬでしょうけれども、町長あたりはそこらどういうふうにお考えでしょうか。1、2、3工区の完成含めて。それと、入り口周辺ですね。

○議長(阿部文俊君) 町長。

○町長(久芳菊司君) 入り口というのは、今度の計画地の入り口でいいんですかね、あの入り口も含めて今回の草場住宅の開発については住宅整備とあわせて景観整備も当然、当然というよりも十分考えて設計を進めているところでございます。今の状況は、ちょっと猪野から草場地区までですか、黒河へ向かう道路から、ちょっと集落が落ち込んだような形でありますので、今回道路周辺を先にやりますので、かなり見通しもきくようになるし、景観もかなり変わってくるんじゃないかなと思っていますので、最初が肝心ですので、見ばえのいいといいますかね、そういう形で住宅の販売の促進になるような形でコンサルの方と進めてまいりたいと思っています。

○議長(阿部文俊君) 本田議員。

○6番(本田 光君) いろんな知恵を出し合って議会も行政もどういうふうにしたら売れるだろうという、そういう見通しを立ててしっかりと頑張っていたきたいというふうに思います。再度。

○議長(阿部文俊君) 町長。

○町長(久芳菊司君) 頑張っていきますので、また随時そういう状況については報告いたしますので、ぜひ御協力お願いいたします。

(6番本田 光君「終わります」と呼ぶ)

○議長(阿部文俊君) ほかにありませんか。

阿部議員。



○7番（阿部 哲君） 今回、減額ということでございます。実際に当初の計画から約半年ぐらい遅れてきてるわけですね。ですから、地域に遅れているときは、それなりの、今こういって遅れていると、いろんなことの情報を出してもらうことが必要ではなからうかと思えます、不安的なものもありますし。今回、減額ということ、また出て、どうなりよるかなということも出てきましようから、それが1点と、それからもう一点は、課長からの説明の中で草場ため池の強度的なものとか、いろんなものが北部九州の関係で再度確認をしとこうということがありましたけども、表にそれを堤防が大丈夫ですよということの形を出すというのは、いかがなものかなと思うわけですね。やっぱり堤防の下の宅地は、それなりに目の前が堤防が高くなつとる場合もあります。だから、そういうことの原因ではなく、本当に売りやすいとか工事の問題とかいろんな形で施工順序を変えますとかという中で、堤防は堤防のチェックはしてもらいたいと思えますし、堤防の下の宅地については、若干堤防と余り見えないような形の少し高さを考えると、少しそういう工夫も必要ではなからうかと思えます。そういう点につきまして町長どう思われますか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今回、減額になったのは、そんなふうで工区の工事着手の場所の変更をちょっと先にして、用地のほうに切り替えしましたので、減額という形にさせていただいています。堤防の件につきましては、おっしゃるように余りそこは僕も触れなくなかったんですけど、より安全に、より強固にということをしとくことに越したことはないということと、議員がちょっと提案していただいた堤防の下の宅地については、私なりにちょっと考えてるのが、全てが宅地、事業費の関係もあるんですけど、新旧住民の人たちのそういう菜園的な場所というような形も一部使って堤防のすぐ真下は、がいいんじゃないかなというちょっと私なりの考えもありますので、その辺をまた検討していきたいと思えます。

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

有田議員。

○3番（有田行彦君） まず、宅地販売の時期にはきてないとは思いますが、私としては久山の木をひとつ宅地販売されるときは特に宣伝していただきたいと思えますが、その点どうですかね。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 久山の木というのが実際製品としてないわけですよ。だから、今回のそういう草場については、当然ハウスメーカーを何社か入ってもらっての販売とか、そういう形になると思えますので、今おっしゃったように、じゃ久山の木をどう使うのかという、今はそれがもう何もないから、ちょっとこれは非常に難しいんじゃないかなと思

ています、正直言ってですね。やっぱり注文住宅かどうかわかりませんが、その辺は、ちゃんとした久山に製材所があって久山の木を専用で使われる製材所があって製品化してそれが工務店あたりと取引とかできる体制が整っとけば別なんですけども、今の時点ではちょっと無理じゃないかなとは思っています。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 久山の木を使ったというのは、いい例が幼稚園ですかね。それから、製材所とかというのは久山町内にあっても幼稚園は造るときは那珂川町とか早良区にあるんですから、製材所とか乾燥場とか、だから商品にしようとするれば、そういう広域森林組合と連携してでもできる、まだ先、時間ありますから、その点十分考えていただいて、そういうことによって久山の山の持ち主さんも久山の手入れに意欲を持たれて、結局意欲を持たれるということは資産価値が上がるわけですよ、自然の。自然の資産価値が上がるというのは、新国富論でうたわれてるところと一致しますので、ぜひこれにも力を入れていただきたい。そういうことでどんなもんですかね。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほど言いましたようにシステム的にはちょっと不可能じゃないかと、はっきり言って。だから久山の木を使って例えば那珂川に、これは公共施設だったから町がその分お金を出してでもやったんですけれども、これは今のところ市場では、それは成り立たないと思うんですよ。だから、山林所有者にしてみれば、そこで使おうが皆伐して森林組合に頼もうが私は何ら金額的なあれは何もない。だから、今久山の森林所有者の方たちが材木を切って売ろうと思えば、それは売れるわけですから。それを今おっしゃったように、そうするのが一番、せつかく久山で家が建つわけですから一番理想的だと思いますけれども、システム的にちょっとそれは不可能じゃないかなと思いますね。いわゆる商業ベースには乗らないと私は思います。町がそれだけ資財を投入するなら別ですけども、民間のそういうハウスメーカーあたりに、あるいは工務店さんに投げかけても、それはちょっと今は、今はちょっとこれは難しいかなと思っています。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私は一概にはそう思わないですよ。例えば住宅会社に以前私も私のところの会社はこの山の材を使いますから見に行かんですかということで行きました。そのときも相当の方が参加されてましたからね、結局需要者がそれだけの熱意持てば、会社もそれに見合った材を使おうということで考えますよ。ただ、町長が最初から、これはというふうなことでなくて、やはり住宅会社あたりにもアプローチして、ここは町が分譲する土地でもあるし協力してほしいというようなことで、いや、それは言われたとして

も、ちょっとというような感じで会社が言うなら、それはしょうがないが町長がそれを言うちゅうのは、ちょっと消極的じゃなあって、積極的には見えないかなという気がしますよ。できれば森林組合の組合員が300名おりますんで、その人たちも材が高く、高くとか安いという問題もあろうかと思えますけど、今国産材が使われてない時期ですから、特に非常にそういうところに期待したいという気持ちもあるんじゃないでしょうかね。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 工務店には今おっしゃったようなことをやってる方がおるかどうか、私も投げかけはしますけれども、私個人の今考え方は、現実に今言ってるように久山の木を使って製品化してる製材所あるいはそれを使っている工務店さんがあれば、そういうところを優先にしますけれども、それは今ないんじゃないかなと思うのと、もう一つは一般住宅は価格の問題、それから強度の問題で集成材を使うところが非常に多いということでございますので、そういうのと今議員がおっしゃったことを今後ハウスメーカーあたりも入って協議しますので、検討したいと思います。

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

只松議員。

○8番（只松秀喜君） 草場の工事ができ上がったときの販売方法ですけれども、販売方法としては工区全体をハウスメーカーに売られるのか、それとも1区画ごとにハウスメーカーに売られるのか、その方法というのをお聞きしたいんですけれども。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まだ販売についての具体的なものは決定していません。やり方としては、今そういう販売までをコンサルの方に入ってもらってますので、協議しながら、工区ごとにやるのか区画ごとにやるのかという形で、工区ごとに販売は開始しますが、区画ごとにハウスメーカーさんに協力してもらってやるかと、恐らくそういう形が強いかもしれませんが、まだ決定はしてません。

○議長（阿部文俊君） 只松議員。

○8番（只松秀喜君） ぜひとも売れ残りがないように、ですから工区全体をもし、それが一番理想なんでしょうけど、工区全体をメーカーさんに販売するという方法をとっていただければと思います。

質問を終わります。

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第79号平成29年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算（第1号）、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第80号 平成29年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（阿部文俊君） 日程第11、議案第80号平成29年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第80号平成29年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議員派遣の件

○議長（阿部文俊君） 日程第12、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いません。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。よって、お手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（阿部文俊君） 日程第13、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。
各常任委員長から所管事務のうち久山町議会会議規則第75条の規定によってお手元に配りました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。
お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（阿部文俊君） 日程第14、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から久山町議会会議規則第75条の規定によってお手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。  
お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第6回久山町議会12月定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時23分